

徳島県 GI 登録品目の海外向け PR 動画作成・発信事業 仕様書

1 委託業務名

徳島県 GI 登録品目の海外向け PR 動画作成・発信事業

2 目的

ターゲットとする国・地域の消費者に向けて、本県の地理的表示保護制度（以下、GI）を取得した「徳島すだち」「木頭ゆず」「阿波尾鶏」の認知度向上、販売拡大を図るため、味・品質の魅力や、伝統・文化といった背景をしっかりと伝えることができる動画を作成し、インフルエンサーを活用した発信施策を実施する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 1 0 日（月）まで

4 見積限度額

1 0, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託内容

次のとおり、ターゲットや活用場面を踏まえ動画作成及びプロモーションを行うこと。

（1）PR 動画作成品目及びターゲット

PR 動画作成品目	ターゲット国・地域	ターゲット年齢層
徳島すだち	EU（フランス）	3 0 ～ 4 0 代
木頭ゆず	EU（フランス）	3 0 ～ 4 0 代
阿波尾鶏	中国（香港）	3 0 ～ 4 0 代

（2）想定する動画の活用場面

- ・ 県公式 HP や YouTube
- ・ 量販店でのフェアや出張マルシェ
- ・ ポップアップショップや県内外の飲食店
- ・ 展示会や商談会

（3）PR 動画作成

① 動画内容及び作成本数

ア 「徳島すだち」「木頭ゆず」「阿波尾鶏」の 3 品目について、上記（1）のターゲットとする国・地域の消費者の特性や指向を踏まえた上で、味・品質の魅力や、伝統・文化といった背景を知ってもらい、興味関心を持ってもらえる動画とすること。

イ 長期的に使用できる素材で構成すること。(動画の旬が短くなる素材は避けること)
ウ 3品目それぞれショート(約20～30秒程度)動画2本、ロング(約40～60秒程度)動画1本を作成すること。

エ ショート動画は、以下の動画を1本ずつ作成すること。

- ターゲットの興味関心を集め、味や香りといった、食材の持つ魅力がダイレクトに伝わり、視聴者の印象に残るインパクトのあるイメージ動画(PR動画作成品目の特徴やターゲット国・地域の料理への使用例を含む)
- 食材が育まれた産地や、その産地ならではの要因と結びついた品質、製法、製品の強み、生産者の思い等を伝えるストーリー動画

＜ショート動画合計本数＞ 3品目×2種類(イメージ動画、ストーリー動画)
＝6本

オ 動画作成について、以下の項目を検討し、提案書に記載すること。

- 動画のコンセプト
- 動画の構成
- 上記コンセプト及び構成がターゲットに対し効果的と考える理由・根拠

カ ロング動画は、以下の動画を作成すること。

- ショート動画の内容をまとめた動画を品目ごとに作成

＜ロング動画合計本数＞ 3品目×1種類＝3本

② 動画の多言語対応

ア 徳島すだち、木頭ゆずの動画は、フランス語、英語、タイ語、日本語それぞれの音声説明版を制作するとともに、音声が出せない場面にも対応するためそれぞれの音声に対応した字幕をつけた動画(フランス語の動画にはフランス語の字幕)を制作すること。

イ 阿波尾鶏の動画は、広東語、英語、日本語それぞれの音声説明版を制作するとともにそれぞれの音声に対応した字幕をつけた動画を制作すること。

③ 撮影に関する調整

ア 想定する撮影場所や撮影スケジュールについては、企画提案書に記載すること。

イ 肖像権の諸権利の整理に関すること。

ウ 機材の準備、動画撮影に付随するすべての必要な業務の実施を行うこと。

エ ドローン飛行等を含む撮影を行う場合は許可申請を行うこと。

オ 動画撮影を再委託する場合やコンソーシアムにより作成する場合は、主となる企業を明確にし、円滑に進めること。

カ 最終的な撮影日程や撮影場所・事業所については県や関係機関と協議のうえ決定することとする。

(4) インフルエンサーを活用したプロモーション

① ターゲットとする国・地域の食に関する分野において影響力のあるインフルエンサーを2名以上選定し、それぞれの食材を食べた感想等を YouTube やその他 SNS 等で発信し、あわせて、当該事業で制作した PR 動画の視聴促進につながる宣伝も行うこと。

② インフルエンサーの選定について、以下の項目を検討し、提案書に記載すること。

ア インフルエンサーの選定理由（インフルエンサーの特性）

イ インフルエンサーの過去案件における実績（数値で評価できるもの）

ウ 発信予定回数や期間

③ プロモーション成果について、以下の項目を検討し、提案書に記載すること。

ア インフルエンサーが発信する SNS ツールを明確に示し、その成果指標及び目標数値を設定すること

例) インスタグラムにおけるインプレッション数、保存数やいいね数など

イ 当該事業で制作した PR 動画の視聴促進策を示し、その成果指標および目標数値を設定すること

例) インフルエンサーが発信する SNS の概要欄に、PR 動画へのリンクを貼付け、そのクリック数を測定

※リンク先（発信元）となる PR 動画は県アカウントの Youtube で公開する。

ウ 実績管理を行い、目標に達していない場合は予算内で新たな発信を実施すること。

6 関係書類の提出等

委託業務完了後、受託者は速やかに県が定める委託業務完了報告書のほか、成果品を以下のとおり県に提出すること。

(1) 成果品

① 本業務内で受託者が撮影した映像等を格納した DVD-R 等電子媒体 5 部

※格納するデータ形式は、県と受託者の協議によるものとする。

② 制作した写真やデザインデータ等を格納した SD カード等電子媒体 5 部

※格納するデータ形式は、県と受託者の協議によるものとする。

(2) 各種提出期限（県の指示により変更することがある）

ア 令和6年10月下旬頃 徳島すだちの PR 動画

イ 令和6年10月下旬頃 阿波尾鶏の PR 動画

ウ 令和6年11月下旬頃 木頭ゆずの PR 動画

エ 令和7年3月10日（月） 県が定める委託業務完了報告書

(3) 納入場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地（とくしまブランド推進課）

7 その他

- (1) 県は、本業務を円滑に遂行するため、報告を求めることができる。
- (2) 県は、本業務（再委託をした場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- (3) 受託者は、(2)の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。
- (4) 受託者は、提供された資料を厳重に整理保管し、業務以外の目的に使用せず、業務終了後、県に返却するものとする。
- (5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (7) 受託者は、本業務を処理するに当たっては、徳島県個人情報保護条例にのっとり、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (8) 委託業務成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（講習送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は県に帰属する。
- (9) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (10) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (11) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議をすること。
- (12) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。